

第41回 佐用町議会(定例)会議録 (第2日)

平成23年3月10日(木曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
			8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (1名)	7番	井 上 洋 文		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名			書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総務課長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
	税務課長	保 井 正 文	住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
	天文台公園長	黒 田 武 彦	上月支所長	木 村 佳 都 男
	南光支所長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会計課長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教育課長	福 井 泉		
欠 席 者 (1名)	議会事務局長	大 久 保 八 郎		
遅 刻 者 (1名)	南光支所長	春 名 満		
		午前11時9分 から入場		
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 18 号 平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
- 日程第 2 . 議案第 19 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 3 . 議案第 20 号 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 4 . 議案第 21 号 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 5 . 議案第 22 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 6 . 議案第 23 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 7 . 議案第 24 号 平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 8 . 議案第 25 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 9 . 議案第 26 号 平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 10 . 議案第 27 号 平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 11 . 議案第 28 号 平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 12 . 議案第 29 号 平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 13 . 議案第 30 号 平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 14 . 議案第 31 号 平成 22 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 15 . 議案第 49 号 道の駅宿場町ひらぶくの指定管理者の指定について
- 日程第 16 . 議案第 50 号 みどりの健康舎 ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定について
- 日程第 17 . 議案第 51 号 久崎老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 18 . 議案第 52 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 19 . 議案第 53 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 20 . 議案第 54 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 21 . 議案第 55 号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 22 . 議案第 56 号 上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 23 . 議案第 57 号 南光ひまわり館の指定管理者の指定について
- 日程第 24 . 議案第 58 号 味わいの里三日月の指定管理者の指定について
- 日程第 25 . 議案第 59 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について
- 日程第 26 . 議案第 60 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 27 . 議案第 61 号 佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 28 . 議案第 62 号 佐用町昆虫館の指定管理者の指定について
- 日程第 29 . 議案第 63 号 財産の処分について

午前 09 時 28 分 開議

議長（矢内作夫君） それでは、少し、1、2分早いんですけれども、皆さん、お揃いなので。改めまして、おはようございます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

3月1日の本会議以来、それぞれ常任委員会、また、予算特別委員会等ご出席いただきましてありがとうございました。特に、予算特別委員会に関しましては、鍋島委員長、また、新田副委員長には、お世話になりました。ありがとうございました。各慎重審議を賜りまして、誠にありがとうございました。本日も、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

ここで報告しておきますが、井上洋文君、また、議会事務局長の久保君から欠席の届が提出されております。また、南光支所長から遅刻の届けが提出をされておりますので、それぞれ受理しております。報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。日程第1から日程第14までは、3月1日に、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑・討論・採決を行いますのでよろしくお願いをいたします。

日程第1．議案第18号 平成22年度佐用町一般会計補正予算案（第5号）の提出について

議長（矢内作夫君） まず日程第1、議案第18号、平成22年度佐用町一般会計補正予算案（第5号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 8ページの歳入のところでございますけれど、固定資産税が、510万増えておりまして、この分については、何か説明の中でですね、佐用カントリーのところで、別荘が増えたというふうに聞きましたけれど、この別荘の件数とか平米とか分かれば教えていただきたいということと。

それから、滞納繰越の分でございますけれど、前回、お尋ねした時に、税務課長が、ちょっと資料持ち合わせてないということでございましたので、今日、もし、持ち合わせているならばですね、件数なり、一番多くの方の金額がいくらぐらいかということを説明願います。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 固定資産税の増分についてですが、おっしゃるよう別荘地と個人の住宅が増えております。ただ、1件、1件、個別に仕分けはしておりませんので、住宅

が何ぼあって、別荘地が何ぼあっていうところまでは掌握しておりません。

それから、償却資産が特に増えておるわけなんですけど、今年につきましても、主だったところを調査いたしまして、増額になっておる分がございませう。

それから先だって、23年度の予算委員会で、整理できておりませうので、失礼しました。改めて、22年度につきましても、まだ年度途中ということで、現実的に町県民税等につきましても、まだ3月分ということで、特に、税額の多い特別徴収などについては、まだ、現実的に納期がきておりませうので、主だったところだけ申し上げます。

特に、滞納分についてなんですけど、町県民税、これは実際に、受け入れは、町民税と県民税と同額で滞納ということにしておりませう。で、滞納分、現年分もそうなんですけど、収納があった時点で、県民税と町民税と振り分けて調定してありませう。ですから、申し上げる数字は、両方合算ということでご理解願いたいと思ひます。なお、概ね、6割が町民税、4割が県民税というふうにご理解いただければと思ひます。

過年度、滞納分で入りませう分は、振り分けが済んでおりませうので、町民税というふうにご理解願えればと思ひます。過年度につきましても、2,468万117円ということで、収納率、これ直近ですな、7日時点で33.6パーセントでございませう。結果的に、現時点での過年度分の滞納につきましても、2,671万4,671円。件数としませう分は1,197件、現在、まだ、未収でございませう。

で、高額の方なんですけど、個人では、100万、106万ということで、かなり高額でございませう。

また、特別徴収義務者でありませう法人の方では91万2,000円という大口がございませう。

それから、軽自動車税につきましても、これ、現年につきましても、概ね、5月納期ということで、ほぼ見込みに近い数字なんですけど、現時点では、98.2パーセントの収納でございませう。で、過年度分につきましても、170万5,213円ということで、収納率が23.9パーセント。現時点で、現年分及び過年度分合わせませう分、未収分が225万2,913円で、件数としては500件、人数では216名でございませう。

先ほど言ひませう住民税の方は、人数で461名です。それから、固定資産税でございませうが、これにつきましても、過年度分の数字を申し上げますが、2億860万1,895円ということで13.5パーセント。で、現時点での滞納、これ過年度の滞納なんですけど、4,283件、1億8,036万9,143円ということで、現年分、過年分合わせませう分、実人数が610名ということなんです。

それから、税目が、多少違うんですけど、私とこで、収納させていただいておる国保につきましても、過年分で2,986件で、5,302万6,270円、3,989件で、ごめんなさい、人数で394名ということなんです。現年度分は、ちょっと現時点では、抜かさせていただいてありませう。

それから、法人住民税につきましても、3月決算のところが多いので、現時点では、率的なものは、調定額も動いておりませうので、はじいておりませう。過年度分につきましても、収納額が188万1,070円、22.3パーセントの収納割合です。で、その過年度分の未収分については、20件、146万1,270円。

それから、最高のところ、途中から抜けてありませうが、軽自動車税で、多い方は、9万3,600円。

それから、固定資産税で大口の方は、個人では、291万1,400円。

それから、法人では、1億1,993万4,200円でございませう。

国民健康保険では、個人では、253万9,500円。

それから、法人住民税につきましても、法人でございませうが、最高が52万円ということなんです。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 歳入の関係から、まず、9 ページ、入湯税につきましては、85 万 7,000 円補正ということで、106 万 2,000 円ですか、これの税率の内訳ね、50 円の分と 150 円の分は、どのようになっているのかというやつ。

それから、10 ページ、放送分担金の関係で、施設工事費分担金 20 万 6,000 円補正で、合計 23 万 5,000 円と、これの内容説明。

それから、続いて、その下の高度情報加入分担金 27 万円補正で、94 万円になりますけれども、これできたら旧町別の加入内訳、そのあたりをお願いいたします。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 入湯税の税率なんですが、非常にお恥ずかしいんですが、ちょっと、100 円と記憶しておるんですが、150、50 円、とか、

〔鍋島君「そう、50 円と二つあるやろ」と呼ぶ〕

税務課長（保井正文君） そのへんのところは、ちょっと、非常にお恥ずかしいんですが、お答えできません。後で、調べます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 10 ページの放送施設の工事分担金ですけれども、この内容につきましては、個別受信機の設置分で、有料分の実費負担ということで、計上しております。

で、当初は、2 万 9,000 円ということで、1 台分だけ予定しておりましたけれども、有料での取り付けが増えました。その実績に合わせまして、20 万 6,000 円、計上しております。

それから、高度情報の加入なんですけれども、これも、当初見込みでは、当初では、67 万計上していたんですけれども、今の状況で、既に、83 万ほど加入がございましたので、27 万追加しております。ちょっと申し訳ないんですけれども、旧町ごとの、ちょっと加入の数の資料を持って上がっておりませんので、ちょっと後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 後ほどまた、教えてください。

それでね、放送施設の工事分担金の関係ですけれども、個別受信機は、原則 1 世帯には 1 個貸付ということですね、きているんですけれども、最近、どういう状況なのか、つまり、当然、壊したりどうのこうのした場合は、有料というような規定もあるし、これは、町長決裁もあるんだけど、この 22 年度というのは、いわゆる 2 台目の関係なのか。つまり、1 世帯に 2 台目とかね。新規の所は、やはり 1 台は貸与だということに思うんですけれども、そのあたりの実態はどうですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） ご質問のとおり 2 台目ということでの分でございます。

新規でも 1 台目については、無料で貸与しております。今年度の状況としましては、やはり、経過年数がこう、経っている段階で、補正でも個別受信機の購入ということで挙げさせていただいております。非常に、入りにくいとかいうようなことで、受信機の取替えのような状況が、現在増えております。取替えの場合は、無償でしておりますけれども、現状としては、ちょっと、その老朽化によって受信しにくいというような状況もございます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 先ほど出ました、8 ページの町民税、法人の中で、法人税割、これ 23 年度の予算でも出ましたけれども、2,243 万 4,000 円の増収ということですが、不景気だいう中で、法人税を払われる、その増額の理由ですね。

例えば、業種とかが分かれば。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 井上議員の質問に、今日、返事を持って来たんですが、欠席ということで、最初にその、法人がプラスかマイナスかという質問だったと思うんですが、まあ、3 月決算が多いんで、途中で、ちょっと年度的には、整理ができてないんですが、昨日現在で、ちょっと確認させていただきましたら、現在、339 法人でございます。その内に、法人税割をいただいておりますのが、119 社ということで、後、220 社については、ゼロもしくはマイナスということで、均等割だけでございます。

なお、この中には、本来、均等割だけの法人、例えば、別荘地で、保養所で、寮母さんも何もいないというような所は、均等割だけでございますので、いくばくかは含まれておるんですが、概ね、半分、ごめんなさい。3 分の 2 ぐらいは、プラスがない法人ということ

でございます。

それから、当初のところでも申し上げたと思うんですが、一番いい平成 19 年では、法人税、現年課税で、1 億 3,270 万とかいう数字があったんですが、リーマンショック以降、20 年では、ごめんなさい、21 年では、20 年の影響で 21 年になりますと、いきなり 8,000 万とか。で、また、21 年度会計では、中間納付がございますので、約 800 万ぐらいの歳出還付。会計年度が違いますので、相当落ち込みがございました。その後、22 年度については、業種的な精査はいたしておりませんが、伸びた格好で、今回、12 月末時点で、この補正予算を計上するにあたって、12 月末時点、ごめんなさい。1 月末時点で、8,800 万と、均等割含めてですね、かなりの、当初予算と比較しましても、特に法人税割では 260、ごめんなさい。2,690 万程度の予算を見込んでおったんですが、既に、法人税割で、400、ごめんなさい。4,600 万超えたような格好で、後、これから、3 月の間に入るんも含めましても、かなり持ち直した格好になっておりますが、それでも、今回、予算させてもろた総額で 9,600 万ということでございますから、平成 20 年以前の 1 億 3,000 万とか、そういった所には、まだ暫く追いついてないような状況で、底を打って、横ばいから少し持ち直したいという状況でございます。

〔町長「どういう業種が多いのかいうのは」と呼ぶ〕

税務課長（保井正文君） 業種については、先ほど言いましたように、ちょっと整理はいたしてありません。申し訳ないです。

5 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 再質問ええんやね。

10 ページ、10 ページ、農林水産業費分担金の 15、林業費分担金のマイナス 100 万についてお尋ねします。

先の補正で、一番新しい補正で、160 万計上された分の減額かと思われませんが、その要因。分担金ですから、減額したということの要因について、伺います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 1 月の補正でですね、計上させていただいた交付金の関係です。その時の積算がですね、委託費も入れて積算をしておりました。800 万でですね。で、まあ、負担金については、工事費の負担金ですので、今回、ここです。その工事費のみの負担金ということで、訂正をさせていただきました。調査費にも、負担金も取るようになってましたので、事業費だけ、工事費で取るように減額させていただきましたので、そういう今回の訂正になりました。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 負担金があることで、この事業が進みにくいのではないかということで、その時、議員から指摘があったかと思うので、その点で、減額、早速されたのかなと、いいように理解したんですけど、そういう方向ではないんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 積算のですね、分担金を求めないものにですね、分担金の掛け率で積算をしておりましたので、今回、そういう形で訂正をさせていただいたということで、これは、前も説明させていただいたんですけど、施業計画とも合せてですね、そういう形で負担金を徴収させていただくようにですね、取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 12 ページの土木費使用料の中で、残土処分場使用料、これ 23 年度の説明で、購入価格の 5 パーセントで、500 万、23 年度はね。それで、この 22 年度は、67 万 2,000 円。これの算出根拠をお願いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 今回、補正で計上させていただいておる分は、1 月から 3 月までという 3 カ月間を計上させていただいております。

申し訳なかったんですけども、23 年度予算につきましては、金額的にですね、まだ、面積的なものが確定していなかったということで、最終的に、やりましたところ、総額で 270 万ぐらいになるということになりましたんで、これは、使用する面積、42 町あまりを用地買うたわけなんですけれども、実際、使うところが、15 万平米ということで、それに対する使用料というような形になりましたので、若干、金額が下がるということで、申し訳なかったんですけども、お詫び申し上げます。

5 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 11 ページの分担金及び負担金の中の総務費負担金、10、路線バス利用助成事業負担金について伺います。47 万の減額ということなんですけれども、当初からも、かなり減りました。それで、この路線バス利用上は、いわゆる路線バス、そのものが廃止されたので、それにかかわる所の物が、減ったのかと思うんですけど、山崎千種線、三日月播磨科学公園都市線、それぞれ、この路線ごとには、仕分けができないかもしれないんですけど、この利用されている、結果的に利用されている状況というのは、どのようになっていますか。伺います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 利用状況なんですけれども、山崎千種線は、乗車密度で、確か、約 3 人ほどだったと思います。人員については、密度だけで、確か、神姫バスの方から報告がございます。

それから、三日月テクノ線につきましては、利用人員で、だいたい月に 300 人程度であったかなと思っております。1 日に、約 10 名程度じゃなかったかなと思っております。ちょっと、細かい数字持って上がっておりませんので、概略ですけれども、以上のような状況です。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） この会計の上で、平成 21 年度決算と比べると、大まかですけど、100 万近く減になるんですね。利用者の方に還元するというか、そういう浮いたお金で、是非その、今の現状の路線バスを、運行が、ちょっとスムーズにいくように、より一層、考えることはできませんか。その路線バスにかかわっての、これは費用だから、その金額だけを、ここで当てはめるのは、まあ利用者の方の利用増につながるということの費用に使えるかと思えますけれど、他の公共交通のものに充てていくとか、そういうような方向で、利用者が増える方向に、浮いたお金を使っていたらいいと思うんですけど、そのへん、考えを聞かせてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 利用増についての対策については、特に、山崎千種線については、三河地域の方が多いと思っております。で、これについては、今までも路線バスの助成券を交付しながら利用促進。そして、また、この路線については、一部補助対象路線に

なってますので、乗車密度が下がらないような形でのことも取り組みが必要かなと思ってます。

それから、三日月播磨科学公園については、当初の見込みでは、学生さんも相当利用があるのかなということで期待していたんですけども、若干、当初の、聞いていたより利用が少ないと。そういう中で、学校の方へも利用促進のお願いに上がろうということで、考えております。

で、もう1つ前の、その質問でありますけれども、22年の4月の段階では、25日運行して202名の利用がございました。これは、1日当たり8人です。その後、8月の夏休みには、約7人と減ってますけれども、現在の状況では、1日10人程度はこう、利用されております。もう少し、利用の方の促進も考えたいと考えております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 11ページの10番の民生の520万9,000円の保育料の減額補正と、それから15ページ、10番、緊急雇用の創出の補助金の、この690万8,000円、減額補正の原因、お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 11ページでございますけれども、これは、いわゆる保育料でございます。それで、当初ですね、人数算定の時に、ちょっと違算をしております、その部分が、かなり大きくはじいております。当初で、7,970万ほど置いておるわけなんですけれども、それを精算させていただいて、それと合わせてですね、去年の今の時点では、まだ、保育料確定してませんので、幅広い、13段階の保育料ございますので、それを精査した結果、あるいはまた実質の入園者ですね、そういった部分を精査したもので、520万9,000円減額となっております。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 緊急雇用の減額理由でございますけれども、一言で申し上げますと、実績によります減ということでございまして、この事業につきましては、ご案内のように100パーセント県の方からの補助ということで、それぞれの事業に充てるということでございますが、町におきましては、商工観光課で、1件。それから、農林振興課で1件。教育委員会で1件。健康福祉課で2件という、それぞれの事業に充当してきたところでございますけれども、そここのところにおきまして、不用額というものが生じまして、減額をさせていただいたということでございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、ちょっとね、繰越明許の関係で、確認しておきたいんです。ページ数は4ページですね。

まず、繰越明許の関係で、総務費からいきますと、きめ細かな事業、これが総額2億8,120万円の予算を組んでおるわけですがけれども、その内の2億6,268万1,000円を繰越明許ということになってます。

そこでお尋ねしたいのは、この差額の事業ですね、繰越さない事業ですがけれども、これは、きめ細かな事業の、どれが繰越さない事業なのかという点。

それから、続いて、同じように、住民生活に光をそそぐ事業、これ補正も組んでありますけれども、補正を組んで5,030万円の予算になってます。繰越明許は、4,655万ですから、この差額の375万ですか、繰越さない事業は、どれなのか、それをお伺いいたします。

それから、農林水産業の関係、これからいきましょか。いや、総務費でお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 事業が多岐にわたってますので、私の方から、繰越をしない事業について、ご説明させていただきます。

きめ細かな交付金ですがけれども、交付の内示が遅かったということで、ほとんどの事業が繰越をするわけですがけれども、繰越をせずに、年度内で対応できた事業は、災害時の避難支援施設整備事業ということで、注意喚起の道路標識等の設置、これが1件。それと、上月体育館の改修事業、アリーナ等の改修ですがけれども、これが2件目。それから、3件目が、緊急通報システムの受信機の更新事業、システムの更新です。それと、農林振興の林業用路網整備事業、作業道の整備です。あっ、ちょっと、すいません。間違えました。逆を、お話しているようです。

〔鍋島君「繰越すやつ言うたん」と呼ぶ〕

〔山本君「おかしいな思うたんや」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） えらいようけになっとんなと思ひよった。

総務課長（坪内頼男君） 逆を、お話しているようです。欄を間違えました。

ええっと、申し訳ありません。

繰越をせずに年度内の事業は、1、2、3、4件ですね、4件です。

1件目が、駅前の駐車場整備ということで、徳久駅の駐車場整備、これが完了してます。

それと、2件目が佐用の文化情報センターの照明施設整備、舞台の照明遠隔操作の機器の更新です。

それから、3件目終了しているのは、学校ランチルームの省エネ推進事業ということで、

遮熱フィルムの、これが完了してます。

それと、4件目が、学校電話設備防災対策事業ということで、各学校に無停電装置の付きの電話を配備。

それと、5件目、最後ですけれども、有害鳥獣対策事業、佐用中学校の獣害防止柵の設置、これが年度内に完了、または、完了予定の事業です。はい。

それと、光をそそぐ事業では、完了している事業は、1事業です。学校図書充実事業ということで、小中学校の図書の購入、この事業のみが完了ということで、後は全て、全額あるいは一部繰越ということになってます。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） ちょっと、待って。その、住民生活に光そそぐ交付金の関係では、図書の関係では、図書室の耐震と施設整備と図書室整備、利神小。図書の購入だけというのはないんやけどな。それは、済んでいるというのは、どれ。その答弁1つと。

それと、2回目ですので、続いて、農林の関係で伺います。中山間地域総合整備事業が、1,250万円の繰越明許です。これが、補正等で最終的に2,540万円になりましたから、この場合は、繰越するのは、これ農道舗装、獣害防護柵ですけれども、どこが繰越されるのか、その点をお伺いいたします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 光をそそぐ交付金につきましては、歳入の方で補正をさせていただき、歳出についても、次表で補正させていただいてますけれども、1次の交付金が、今まで3,441万7,000円ということで、二次配分がありました。388万3,000円と。で、その中で、お手元に資料を持っておられる方は、見ていただいたらと思うんですけれども、事業を、佐用町の方から申請しておりました事業の中で、地域情報データベース事業、これは、この交付金が充当できないということもあった中で、増額した388万3,000円、合計で3,830万になるんですけれども、それに充当できる事業を、新たにということで、今、繰越を、年度内に執行した学校図書充実事業というのは、この増額の分を勘案して、新たに、申請させていただいた事業です。

〔鍋島君「分かりました」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） 以上です。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 農林水産費でですね、中山間で繰越させていただくのはですね、理由はですね、土地改良の事業というのは、厳しくなってますね、路線ごとにこう、内示をいただくわけです。その事業、県からのですね、事業決定が遅れたためですね、本年度内で、事業が執行できないと。完了ができないということで、まあ、繰越をさせていただき

ます。

それで、場所はですね、長尾の農道舗装ですね。金額が1,250万、大きいものですから、年度内に完了できないということで、繰越させていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、続いて、災害復旧の関係で伺います。

議長（矢内作夫君） ページ数は、何ペーシ。

16番（鍋島裕文君） 繰越明許の、同じです。

農林災害では、2億592万の内の1億、農林災害では、失礼。13億1,703万の内の3億6,195万で、これは、27パーセントを繰越明許ということになってます。

それから、公共土木災害の関係では、7億8,276万8,000円の内の3億4,525万4,000円。これは実に、44パーセントが繰越明許ということになってます。この繰越明許の状況説明と、それから、この、例えば、公共土木については、半分近く、44パーセントですから、なぜ、こんなに繰越さなきゃならないのかという点は、当然、質問として出てきますので、このあたりの明確な答弁。この点をお願いいたします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今回まあ、繰越させていただくのはですね、農地と施設がございます。もう、農地についてはですね、3月末で本来、完成できれば、一番いいわけですがけれども、気候的にですね、1月以降、雪とかですね、そういうものがあって、まあ、当然、土を触るとですね、逆に良好な農地もですね、傷めてまうということですね、そういう条件が重なりましたので、県とご相談をさせていただいて、今回、繰越をさせていただいてですね、施工をさせていただくという形にさせていただきました。

施設はですね、水路とか橋梁とかがございますので、これは、年度内に完成することができませんので、そういう形で繰越をさせていただくと。そういう形で、繰越させていただいて、早期に完了を図るという対応をさせていただきたいというふうに思っております。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） ご指摘を受けた、公共土木施設災害でございますけれども、発注に向けては、鋭意努力してですね、年度内、全てのまあ、補助分につきましては、発注を終えたというところでございます。

で、ここに出ておる金額のまあ、大きく占める割合がですね、橋梁部分であるというようなことございまして、基本的には、河川改修事業につきましては、県の方に委託する事業ということと、橋梁の工事につきましても、やっぱり工期的にも、かなりかかるということで、早くから発注させていただいたんですけれども、やはり上部工と下部工と分けて発注したというような状況もございまして、こういうふうな事態が起きておると。

それと、補助事業におきましては、いろいろとですね、重要変更等もございまして、国の審査等に日時を要して、残念ながら工期が完了できなかったというのも事実でございます。そういうことを受けて、まあ、補助分につきましては、繰越をやむなくなりました。

それから、補助、町単部分でございますけれども、これにつきましても、いろいろとですね、12月に補正させていただいたとおり、箇所数も増えたりということで、鋭意努力しておりますけれども、なかなか、現状ができなかったというのが事実でございます。その部分につきまして、やむなく繰越をさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい、よろしいです。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 15ページの県支出金、県補助金の関係でお尋ねしたいんですけれども、今回、新たに予算計上されて、歳出とのかかわりもあるんですけれども、歳入の方でお尋ねします。

15、障害者福祉費補助金のグループホーム等新設。それから、基盤整備が、25、農林水産業費県補助金。それから、35、消防費県補助金の中の孤立集落防災体制強化事業、この3点が、新たな事業かと、私は、見たんですけれども、この事業について、説明を加えていただけませんか。お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 私の方から先に、15ページのグループホーム等云々の部分でございますけれども、これにつきましては、各障害者事業所ですね、結構あるわけですが、ご案内のとおり平成18年4月以降に自立支援法、新しく法律改正になりました。そういった部分の移行の時期でございます。最終的に後1年なんですけれども、そういった部分で、生活介護、援護ですね、そういった施設の安心・安全を図るための事業が、県の方で創設されまして、私ととも、町の方にも同じ要綱がございます。基本的には、県の10分の10の補助をいただいて、この金額をいただいて、町で予算化して、町の方で、事業所と協議する中で、それ以上、お使いになった分については、この金額を補助として、県補助として、あるいは、町補助としてですね、お渡しするというところでございます。

この117万3,000円につきましては、今回については、1つの事業所でございます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 15 ページのですね、基盤整備促進事業の補助金、これはですね、災害関連でやっております桑野のほ場整備の補助金であります。当初ですね、災害関連でやるという形でありましたので、災害の補助のところに入を見込んでおりましたけれども、これ、農山村プロジェクトという別メニューになってですね、なりましたので、ここの基盤整備のところ補助金を入にさせていただいて、災害のところからですね、桑野の見込んでいたんを削除させて、削除言いますか、減額させていただいたということで、まあ、今度新たに入ったというんじやなしに、桑野のほ場整備の事業をですね、計画しておりますので、その補助金の入を、ここで計上させていただきました。

〔企画防災課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、企画防災課長。

企画防災課長(長尾富夫君) 孤立集落防災体制強化事業の補助金ですけれども、これにつきましては、この山間部等で孤立の可能性のある集落がございます。その場合に、道路の通行が当然できなくなりますので、ヘリコプターによる物資の補給とか、そういうことが考えられます。その場合に、ヘリコプターが降りれる場所、当然、山間部等で、そういう場所も、なかなか少ないと思われま。そういう場合に、ヘリコプターがホイストする場合、その場所を位置表示する機器がございます。で、この機器について、1台当たり3,500円ほどで購入できます。これを、その可能性のある自治会に配布し、そして、もし孤立等があった場合、その機器に表示する8桁の数字がございます。で、その8桁の数字を連絡することによって、ヘリコプターがどこへ行くという、その場所が、非常にすばやく決定、ヘリコプターの方で分かるようなことができます。この機器を購入するために、県の方は、孤立集落の防止対策、まあ、ヘリコプターの離着場の整備とか、いろいろな補助メニューがあるわけですけれども、山間部等で、そういう離着陸が難しい場合には、こういうホイストする場所を位置表示できる機器にも補助をしております。今回、予定しておりますのは、予備の、そういう機器も含めて70個ほど、その機器を購入して、可能性のある地域に配分、配布したいという考えであります。で、その2分の1が県の補助金になります。その2分の1分、12万2,000円を、今回、新たに計上させていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、平岡君。

17番(平岡きぬゑ君) 1つ落ちておりました。衛生費、県の補助金の子宮頸がんワクチン等接種助成事業補助金も新ただと思つたので、その点、すいませんが、お願いしたいのと。消防費県の補助金で、孤立集落の上の、地域防災訓練等事業補助金が、減額されてい。当初予算でも説明が、金額的に、地域は広げたけれども、減ったんだという説明もあったんですけど、その10万の減額について、お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 子宮頸がん等ワクチンの補助金でございますけれども、これにつきましては、去る12月ですね、歳出を組ませていただいたと思います。1,000万以上だったと思うんですけれども、等とありますから、複数なわけですし、子宮頸がんワクチン、それからヒブワクチンですね、これについては、6月から先行しておったんですけれども、国の補助が付きまして、それと。それから肺炎球菌ですね、小児用の、この分について、12月の段階では、まだ補助単価が決まっていなかったもので、後付けで申し訳ないんですけれども、その事業費ですね、2分の1を国庫として、国庫ですね、まあ、県、国財を伴う県補助金でございますけれども、国庫補助金としていただくということでございます。

それで、私とこですね、医師会等の協議の中で、それぞれ子宮頸がんについては、接種1回当たり1万5,000円。それから、ヒブについては、8,000円ですか。それから、肺炎球菌1万円で、なんですけれども、全国的には、医師会とか、いろいろな調整がありますから、まるっきりそれですね、2分の1というわけにはいかないんです。その前後の補助基本額がございまして、その9割と、その2分の1というふうになってますので、若干まあ、減額では、あると思います。まるっきり2分の1かけていただいたら、若干合わないんですけれども、そのことだけお含みをいただきたいと思います。以上でございます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 地域防災訓練等の補助金については、当初は、小中学校全てが補助対象になるということで、21年度もそういう状況だったんですけれども、22年度については、当初で1校当たり2万5,000円の14校分を計上しておりました。ところが、中学校は対象外ということになりました。その関係で、2万5,000円の小学校10校分の25万ということで、10万円減額ということになりました。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 最初の衛生費県補助金はまあ、そういう県の助成があるという金額的なことだったんですけれども、新聞紙上で、その、先ほど言われた子宮頸がんワクチンなどの方などで出てきた、ヒブワクチンの接種について、最も最近のニュースでは、いろいろ問題が出てきた。子どもの死亡事故とか、そういうケースが出てきた関係で、各自治体で、その取り扱いについて、見合わせるというような報道があったかと思うんですけれども、このへんは、佐用町としては、どういう実態なのか、その点、まず1つお伺いしたいのと。

それから、後の防災訓練の関係なんですけど、これも、あの、最も新しいニュースで、その、県全体で訓練そのものの参加が、非常に、ゼロとか、そういうような、8割、9割近い方が、参加しないとか、そういう実態があるようになっているんですけれども、佐用町としては、そこらへんは、こういう地域防災訓練の事業費にかかわって、実態はどうなのか、ちょっと、合わせて説明していただけたらと思います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 先ほどの、ヒブワクチンと肺炎球菌の関係だと思わなければ、確かに、3月4日のマスコミ報道で、私もびっくりをいたしまして、なお且つ兵庫県内でもですね、西宮と宝塚でしたかね、死亡例が出たということで、びっくりいたしました。早速、町長の方から強い指示がございまして、あれが金曜日だったと思います。土曜日の朝ですね、医師会の方に、早速連絡をいたしまして、今回については、当面見合わせる、国の指導でもございましたので、そう言って、事務的に連絡してありましたら、直ぐ国からも、県からも通達、土曜日来てました。そういう中で、早速、町長の指示で動いてよかったなというふうに安心しておるわけですが、私どもが期待しておったのは、3月の8日にですね、厚生省の方で、専門家会議をされるということで、まあ、噂的には、同時じゃなかったらいいんじゃないかなと。まあ、医者なんかに言わせたら、そういう明確に、責任持って言われるんですけども、その部分もですね、今回は、ちょっとまだ、原因がね、直接それに関係ないかどうか、いろんな角度から、更に見合わせるということでございますので、3月の9日までは、各医院において、町内の医院において、当面見合わせるというふうなチラシ的なね、玄関に貼るとか、そういう関係で、お願いしてありますけれども、こうなればですね、また1週間、2週間先になるであろうということをご想定いたしまして、また、町長の指示の方でありまして、昨日、改めて、防災無線流させていただいたというふうな状況でございます。

県下的にも、どこも今のところはやってないと。もっと言うなら、全国的にもやってないと思います。以上でございます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 訓練の状況なんですけれども、この補助金関係については、学校を中心とした訓練なんですけれども、この学校を中心とした訓練の中でも、やはり地域と共に訓練をして欲しいということで、地域づくり協議会でありますとか、また、PTA関係、保護者の方と一緒に訓練を実施しております。訓練については、講演会的な訓練もございまして、それから、地震、水害等の中での、学校への通学途中での消防団等による引率をしたりの訓練。あるいは学校から、保護者の方への引渡しの訓練でありますとか、そういった訓練を主にされております。

ただ、参加の率から言いますと、休みの日で、される所もありますし、それから、平日の所もあるんですけども、やはり、地域全体の、小学校区ですね、小学校区全体の、その人口とか、それからしますと、やはり、どうしても地域づくり協議会の役員さんを中心とした人数。それから、また、地域の高齢者とか、各種団体の役員さん。あるいは、学校の保護者等になりますので、人口からすれば、やはり全体的な率というのは、どうしても低くはなろうかと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 39ページ、住宅管理費の委託料、測量調査設計委託料の減額の理由。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 住宅管理費の委託料、測量設計委託料で1,200万減額しております。これの原因の、要因だというふうに思うんですけども、これにつきましては、中上月住宅の取り壊し。それから、久崎、河川敷に含まれます久崎住宅が支障になりますので、新年度まあ、建設をするということで、22年度におきまして、設計を進めております。それに伴いましての減額ということで、中上月住宅で352万円。久崎住宅におきまして、954万の減ということでございまして、1,200万の減額を見込んでおります。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その率としてはね、久崎住宅については、その予定価格は1,300万で、落札が520万、40パーセントの落札率なんですね。傾向として、ここ、その設計についてはね、その落札率が低いというのが、ずっとあるんですけども、この当初の見込みというのはね、傾向として、今まで、こういう落札率が低い。設計に関してはあったんですけど、当初の見積りというのは、どういうふうな、この差額、半分以下ですからね。というのは、どういうふうにお考えでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 設計についてはですね、それぞれ設計業者に、まあ、発注をさせていただいて、適正に設計をしていただいているところがございますけれども、特にまあ、委託関係についてはですね、私、佐用町の場合は分からんのですが、旧町の場合はまあ、最低制限価格を設けないというふうな形でやっていたような経緯もございまして、そういった意味で、非常にまあ、安価な形で落ちているのかなというふうに推察をするんですが、はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） そしたら、最低がないから、もう安けりゃええと思うんじゃないくて、その、当初の見積りが適正だったか、半分以下で、これなるんだったら、どうかなということ聞きよんですけど。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） ちょっと今、おっしゃったことがよく分からなかったんですけども、ええっと、当初、設計しましたら、その前に予算置きますものは、更にまあ、若干上積みをして置くというような形になりますよね。その設計、

〔町長「いや、それは違うで」と呼ぶ〕

〔金谷君「町長、言いよってや」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） こうして、委託についても当然、そういう入札で行います。その入札を行うためにですね、こういう委託についても、設計の設計をするわけです。その設計の設計については、歩掛、1つの公共事業の、こういう歩掛というものがあって、それによって設計を、基本設計だったら、基本設計がいくら。実施設計いくらで、何人ぐらいの人が、設計士がかかって、その単価がいくらというような歩掛表があります。それによって、設計をしていきますから、実際は、その額で予算は置くということになるわけです。基本的にね。それがまあ、入札によって、今、最低制限価格を設けてませんし、非常にまあ、競争が激しいということで、そういう非常に安価に安く応札してくるという現状が今、あるわけです。

だから、これはまあ、そういう設計業界の事情の中で、実際には、それが、ほなら 100 パーセントになってもまあ、言わば設計は、設計としてしてますからね。予定価格としては、そんなに、50 パーセントの予定価格を設定するというようなことはしてません。当然、その元々の設計に対して、ある程度、今の社会状況を見た中で、ある程度減額をして、予定価格を設定してますけどもね、そのまだ、非常に安いところで、今、応札をされているというような現状、それは、設計業界の中では、非常に厳しいとは思いますが、これは制度上、仕方がないなと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） そういう制度はあるんですけども、その見積り、その当初の予算の立て方がどうだったか、歩掛と言われましたけれども、その歩掛の、その率はね、もう、半分以下、40 パーセントというのはどうかと。それを聞きよんです。それが、どうかと思うんですけどね。

それが、業者の競争で、それはなっとんやと。そういうことなんですか。町長。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） だからまあ、それが今言う、歩掛の率をね、町が決めてやっている

わけじゃなくて、県の1つの、そういう公共施設の歩掛というもので、基準でやってますから、その都度、安いから歩掛をもっと安くして、その設計をするということをしていたら、非常にまあ、そこで、設計した者によって、非常に、設計そのものが、基準がなくなってしまうということになれば、設計になりませんから、やっぱり設計は設計として、どういう状況になっても、例えばそれが、設計業界の中で、仕事が多くたくさんあって、全体で、今言うような、競争が、今のような競争にならないというような時に、じゃあ、もっと、設計価格の、まあ言うたら100パーセントになってしまう可能性もあるわけです。

ですから、それでも、その当初の設計の設計としては、その基準で発注することが、一応設計価格としては、正しいという形で、入札、設計をするわけですから、その基準としては、その歩掛というのは、やっぱり、今、非常に安く落札しているから、じゃあ、それを安くして、設計をしていくというのは、これは、担当者としては、できないと思います。これは全ての工事も含めてですけどね。だから、それによって、その設計に対して、今度応札、入札については、それが入札ですから、その入札で、そのいくらになるかというのは、これはまあ、結果として、そういう今、40パーセントぐらいになっている場合もありますし、70パーセントになっている場合もあると思いますけれども、まあ、少なくとも、今、設計業界で、特にこういう、建築の設計というのは、非常にまあ、價格的に競争が激しくて安く落札されているのが、実際には、現状だと思えますけども。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 15ページ、先ほどの平岡議員の質問に関連するんですが、衛生費、県補助金の関係で、子宮頸がんなんですが、これも先日から、ちょっと報道されているんですけども、受ける、受診というか、予防ワクチンを受ける人が多くて、ワクチンが足りないということが報道されておりますが、佐用町の場合も、今、受ける人が増えているそうです。

で、今、佐用町の現状と、それからワクチン、ワクチンも含めてですが、受診をされている方の現状が分かれば教えてください。

それと、18ページですが、商工、寄付金の関係で、17目の商工費寄付金ですが、これが補正300万になっていますが、この説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 子宮頸がんでございますけれども、今、笹田議員おっしゃったように、確かに、そういう報道なり、現実的にですね、全国的に、その、ある程度その、学校とかね、この間、言いましたように、啓発の関係でぐっところ、集中するという部分があったかと思えます。

それで、このあの、どう言うんですか、薬と言うんですか、ワクチンですね、これが度々、お話ししたと思うんですけども、国産じゃないんですよね。外国から輸入する部分がありますから、私が聞いたんでは、確かに、もう底を突いたということを知りました。それ

で、底を突いたんだけれども、その医院に行ったらあるんですよ。だから、その分については、もう積極的に使ってくださいと。ただし、今度、入ってくるのが、6月、7月以降になるんじゃないかなということ聞いてます。

ですから、先ほどの死亡例、2つのワクチンの関係とも合わせ持ちましてですね、昨年、12月にたくさんの予算をいただいたんですけども、ヒブにしても肺炎にしても、これからという時にね、タイミングが非常に悪いなというふうに思っております。

子宮頸がんについても、私ところの実態ですけども、15人接種されています。で、これは、この間も教育長おっしゃったように、学校関係にも、やっとなですね、啓発させていただいて、これからと本当にいう時にですね、こんな事件が起きて、多分、おそらくですね、不用額で、相当落とさなあかんのんじゃないかなということで、担当者も頭痛めておるんですけども、これについては、今のところ22年と23年が、任意接種ということで、国の補助いただけるんですけど、おそらく、後ですね、法的な扱いの中で、財政措置に変わると思うんです。そこらあたりも、合わせ持って、心配をしております。

ちなみに、ヒブについては、今のところ240人。240回と言った方が正確なんでしょうか。肺炎球菌については、50回ということで、実績、今から伸ばしていこうという時に、こんな事件なりワクチンの足りないというふうな報道が出まして、それぞれ該当者の方にも、いろいろなこう、ご心配をかけておるんですけども、こればかりは、やっぱり輸入の部分ですから、国としても、また、積極的に、どう言うんですか、働きかけるというようなことを報道では聞いております。以上でございます。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 商工費の寄付金300万でございますけれども、一昨年の台風災害によりまして、佐用の商店街も非常にまあ、元気がなくなっているといったようなことからですね、自分がまあ、生まれ育った商店街のために役立てたいといったことで、この寄付金の申し出を受けております。お名前は、ちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、寄付金は、名前言えないということなんですけど、まあ、是非、有効に使って欲しいと思います。

で、さっきの、その子宮頸がんなんですけれども、心配しているのはですね、私も心配しているのですが、もし足らなくなった場合、これ3回受けなくてはいけないのでね、1回だけ受けて、途中でというような、そういうことになったら、一番困るなと思っているんです。

で、それとですね、美作市の方では、この子宮頸がんの予防ワクチン、こう、補助がありますよということで、たくさん受けてもらおうということで、今、ワクチンが少なくなっているんで、心配ではあるんですけども、その最初に決まった時に、補助があるという時

には、ちゃんとね、放送で、是非受けてくださいということで、放送もされたというようなことを聞いております。やはり、いいことは、特に、前にも一般質問でも言ったんですけども、やっぱり女性に、子どもを産んでもらって、安全に子どもが産めるように、やはりこのワクチンは、大事だと思うので、是非とも、そういう啓発啓蒙という意味でも、広く今後PRをしていただきたいと思いますと思いますが、よろしくをお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 趣旨については、全く同感なんですけども、これについてはね、その対象者がね、中1から高1でしょ。そうですね。それと任意ということもね、やっぱり重きに置いていただかないと、むやみに啓発することによって、じゃあ、誰でも受けられるのかなという部分に誤解される部分もあります。

それと、任意接種という意義付けをね、やっぱり理解していただかないと、これは、こういう発言したら駄目なんですけれども、やはりこういう、今回の事例でもありましたように、万一の時もありますから、よく納得していただいて接種を受けていただくと。法定じゃございませんので、まだ、その段階に来てませんので。ですから、今回、私どもは、教育長にお世話になって、個々にですね、郵送をさせていただいて、保護者宛てに文書を付けていただいて、ご理解、納得の上、接種してくださいと。そういうふうに周知をいたしております。それは、ご理解いただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 私、すいません。いいですか。

議長（矢内作夫君） いや、手挙げたやろ。

17番（平岡きぬ糸君） 19ページ、延滞金、補正額330万について伺います。

補正前、当初予算の300万と、ほぼ同額以上の金額で、合計630万という金額になっているんですけど、この数字は、どうして、こういう形に挙がってくるのか、その点を伺います。

それと、もう一つ、20ページの滞納処分費で、減額で84万6,000円ということで、結果的に18万9,000円になりましたという予算ですけど、これは、どういう状況なのか、その2点、伺います。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 延滞金の増額でございますが、当初予算の時にも申し上げましたが、現在あの、先ほど、滞納額のところで大口の方がございまして、計画的に納入していただいております。で、その納付計画が順調に入っておりますので、それに付随して、含ん

であります延滞金の額が、通常の年度よりも、滞納金の徴収が順調ということで、延滞金も、それに見合っただけで増えておるといってございませう。

それから、滞納処分費の実費徴収につきましては、22年度については、通常の競売、公売は1件でございませう。で、そういった関係で、その公売に係わる不動産等の鑑定評価、6件見込んでおりましたが、実質的に1件だけだったということで、減額しております。

また、インターネット公売等につきましても、22年度については、適当なと言いますか、該当するような公売物件がなかった関係で、3パーセントの手数料も払っておりませうので、そういった絡みで徴収、公売等によって徴収した額から、そういう費用に充てる分が、実質減額になったといっただけでございませう。

議長（矢内作夫君） 他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 32ページ、災害救助費の関係では、高齢者住宅再建支援金が、300万円減額されて、700万円ということで、7人に交付されたという補正（聴取不能）される補正になってますけれども、1つはね、これは、この7人、高齢者の家庭であれば、災害に遭って家を建てる時に100万円交付しますという制度でありますけれども、7人の旧町の内訳。

それから、2点目にね、多くの方は、希望されておるといっただけで、今回の7人の交付だったが、この年度で、相談等ですね、是非こういう交付して欲しいというような要望含めて、どのくらい、当局、役場の方に問い合わせ等があったのか。で、駄目だというのは、どういう理由なのか。このあたりの状況をお願いいたします。

それから、続いて、最後に、49ページの公債費の関係ですけれども、繰上償還ということで、提案説明がありました。そういうのは、いいんですけれども、1つ分からないのはその、繰上償還の場合は、一定金利5パーセント以上とか、いろいろこう、基準持ってね、毎回予算化していくんですけれども、ここでなぜ、補正で繰上償還になっているのかということが1点。

それから、2点目に、だったらこの、総額22億5,600万の内の繰上償還は、22年度いくらになったのか。この2点をお願いいたします。

議長（矢内作夫君） 総務課長でええんかな。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） あっ、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 高齢者住宅の助成金について、この補正予算の段階では、6の方が、申請されております。まだ、この3月末までに、可能性がありますので、1人分については、見込み上げながら、7人分で、今年度いけるんかなということで、300万円は、減額させていただいております。

ちょっと、旧町別については、ちょっと資料としてないんですけれども、相談件数については、これ以外の方にも、当然、相談はございませう。ただ、その場合、この高齢者住宅

の建設の場合には、やはりあの、古い住宅の取り壊しとか、いろいろな条件がございます。ですから、取り壊さずに建てるということになれば、やはり、該当しませんし、そういう相談の中で、現在、県の、この要綱に合う中で、相談を受けておりますので、実質のところ、先ほど言いましたような形で、一番大きなのは、やはりその、取り壊しの問題かなと思っております。取り壊しの場合、取り壊しだけでも、相当の費用を要しますし、更に、その余計に、今度新築をしなければならない。被災された方がこう、建てられようとしても、その要件の中での助成金交付になりますので、そのへんは、相談を受ける中でもご理解をいただいております。

ちょっと先ほど言いましたように、旧町別に、資料がございませんので、ちょっとそれは、調べさせていただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、公債費の関係。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 公債費の繰上償還につきましては、今後の財政運営ということで、基本的に計画的に、起債を、起債額を繰上償還によって、将来負担を軽減するという、そういうことで、年次的にさせていただいてます。今回、補正で挙げさせていただいているのは、利子の残を、元金の方に持っていかせていただいて、長期債の返還ということで、総額、今回3月末で繰上償還3億8,300万を繰上償還させていただくということで、どういう起債をとということにつきましては、できるだけ利率の高い、今、予定しておりますのは、もう既に、5パー以上の分は、ありませんので、任意償還ということで、最も高いので、2.3パーの、7件ですけれども、7件の内、最も低いものでは、1.77パーセント。そういった形で、できるだけ、借入利率の高いものから繰上償還させていただくということでしております。

なぜ、途中にということで、繰上償還についてはもう、この年度の状況を見て、年度末にという形で償還させていただいてます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 分かりました。その繰上償還。

高齢住宅の関係なんですけど、今、課長言われたようにね、確かに、県の要綱があって、とにかく壊さないと保護しないというね、壊すだけで、かなりの金額がいるということで、この交付が受けれないという、今、そういう実態があります。これね、やっぱり横着して壊さない、跡地の問題であれば、別なんだけれども、そういう経済的な理由でね、壊す金を、少しでも建設に回したいというふうな、そういう判断ができる場合は、この県は、要綱があるけれども、例外的なこともね、やっぱりケースバイケースで考えるべきじゃないかと。とりわけ被災者の関係ですから。そういうことからすれば、県の要綱を、これ勿論、町も負担してますのでね、3分の1は。県の要綱を、そういった改正等も含めてですね、町の方から現実を、是非、挙げていただきたいと、県の方に。検討を願いたいというふうなことで、そういった対応ができないのかどうか、その点ちょっと課長、伺いたいのです

が。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 今、おっしゃられるように、県の要綱に基づいてこう、出しているわけなんで、おっしゃられるように、本当に取り壊すだけでも、相当の金額を要します。で、あの、特に、この高齢者という方の中で、その取り壊しの経費というのは、相当、経済的に負担をされると思います。そういう中で、今後のためにも、是非あの、もう少し、そういう利用しやすいような制度改正、それについては、要望もしたいと思います。

それから、先ほどの質問で、旧町別の人数で、現在6人申請されているわけですが、旧の上月町が4名、それから旧佐用町が2名の方が、今現在、申請されています。

16番（鍋島裕文君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 前の議員の、歳入と関連するんですが、商店街の活性化ということで、37ページに挙がっておりますが、有効に活用するというので、この年度の補正300万というのは、予定としては、どのようなことを考えておられるのか、伺います。

それから、もう1点は、40ページの非常備消防費の中の車両費購入の減額ですけど、備品購入費。これの理由というか、そのマイナスになった要因について、説明をお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

17番（平岡きぬ糸君） それと、もう一つ。

議長（矢内作夫君） ああ、まだか。

17番（平岡きぬ糸君） 3点目です。43ページの通学対策費のスクールバス運行委託料の32万4,000円は、これは新たな、不足分だとは思いますが、要因を説明ください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 先ほど、歳入のところでも申し上げたところでございますけれども、まあ、佐用の商店街が、非常にまあ元気がなくなっているというふうなことで、何とかまあ、元気になるように役立てて欲しいというふうなことで、寄附者の意向がござい

ます。そういった意向に沿いまして、商店街、佐用の商店街の活性化のために役立てていただきたいという思いがございまして、商工会青年部にですね、助成をいたしまして、活性化のための取り組みを進めていただきたいというふうに考えておるところでございます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 車両購入費の減額ですけれども、これは、22年度当初予算で予定しておりました旧南光の4つの分団に小型動力ポンプ付の積載車の購入を予算計上しておりました。そして、入札した結果、この759万が減額されたということで、当初4台の約2,880万を計上しておりましたけれども、4台で2,121万で落札されたということでの減額です。

議長（矢内作夫君） はい、後、スクールバス。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） ああ、ごめん。教育課長。

教育課長（福井 泉君） スクールバスの運行委託料でございますが、実は、佐用中学校の運転員が長期入院のために、1月余り休暇の願いが出ております。その間、スクールバスの運行を業者に委託するというので、予算を計上させていただいております。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 最初ですね、300万の寄附をいただいた件ですけれども、これはまあ、地元の商店街におられる方が、その自分達の商店街ということで、かなり指定寄附的に、300万を寄附いただいて、その方も、こういうことをやって欲しいなという思いもありますからね、だから、それはもう、内容的には、その寄附いただいた方の意向も入れて、一緒に青年部の方が考えるということですので、自由に使うということで雑入で入れて、一般会計的に使うということではありませんので、そこは、よくご理解いただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

それでは、ないようですので、これで本案に関する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第18号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 18 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 18 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいというふうに思います。再開を、10 分じゃ少ないか、15 分、11 時 5 分ということにしましょか。はい、11 時 5 分まで休憩。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き会議を続行します。

冒頭、税務課長並びに企画防災課長より発言を求められておりますので、税務課長から。

税務課長（保井正文君） 先ほどの鍋島議員さんの入湯税の関係ですが、私も実際入ったことなかったんですが、先ほど、下へ降りて確認させていただきました。で、町内の施設、1 施設については、もう入浴だけということで、50 円の税を、1 人当たり特別徴収させていただいております。

それから、もう 1 点、ちょっと私の方も冒頭、岡本議員の質問で、現在の滞納分の収納率申し上げたと思うんですが、言いながらちょっとおかしいなと思って、ひょっとしたら、収納額という言い方をしたかもしれませんが、調定額に対して収納率。で、最終的に残った額ということでお答えさせていただきました。もし、違っておりましたら、訂正の方をお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 鍋島議員からご質問がありました、分担金の関係のんで、高度情報通信網の加入状況で、旧町ごとの加入状況はということで、即答できなかったんですけども、現在の加入状況は、旧佐用町で、2,328 件。それから旧上月町で 1,738 件。旧南光町で 1,302 件。旧三日月町で 1,041 件。合計で、6,409 件となっております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

日程第 2 . 議案第 19 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 2、議案第 19 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、6 ページと7 ページの関係で質問します。

財政調整交付金に関係ですけれども、今回、国庫補助の財政調整金が 4,600 万円減額されて、1 億 2,400 万。それから、7 ページの県の財政調整交付金が 5,400 万円減額されて 6,462 万 7,000 円という補正になっております。従来、調整交付金は、医療給付費の、国が 9 パーセント、県が 7 パーセントというような形で、モデルでいつも説明があるんですけども、その率からしたら、その割合が大きく、これ違っていることになるわけですけれども、このあたりは、どう見たらいいのか、その説明願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 普通調整交付金につきましては、いろいろと小規模市町村におきまして、まあ、保険料が、いろいろ異なるということで、調整されて配分される交付金でございます。それにつきましては、今、鍋島議員がおっしゃられましたように、国の調整交付金と県の調整交付金があるわけですけれども、それと定額の国庫負担合わせまして 50 パーセントというのが決まりになっております。

そういうことで、34 パーセントと 9 パーセント、7 パーセント合わせて、通常は、この 50 パーセントが配分されるわけですけれども、ちょっと聞いてみますと、やはり、こういう小規模の町村と、それから、大規模の大きな都市との格差、それから、こういう人口の少ないところの高齢化、合わせまして、9、7 の配分を若干こう、上げてもらうということも、増加とか、上げてもらうことの、それを含めてなっておるようでございます。そういうことで、9、7 は、基本的に 9、7 で考えて、それに上乘せされた、される配分もあるということ聞いております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。他に。ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。
これより議案第 19 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 19 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 19 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 3 . 議案第 20 号 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第3、議案第20号、平成22年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
これより議案第20号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。
議案第20号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第20号、平成22年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第21号 平成22年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第3号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第4、議案第21号、平成22年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第3号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
これより議案第21号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。
議案第21号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 21 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 . 議案第 22 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 5、議案第 22 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 4 ページ、雑入で 6 万 6,000 円計上されておりますけれど、食事代実費負担ですけれども、6 万 6,000 円。人数というか、金額はこうですけど、対象者は何人ですか、伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これにつきましては、議員おっしゃっておるように、短期入所をされた方の食事代なんですけれども、基本的には単価 760 円です。これを、6 万 6,000 円を 760 円で割ったら、85、6 人になると思うんですけれども、当初においてね、167 人で予算をしておりましたので、その時には、延べ日数で、220 日を想定しておりました。それを、この 1 年、通年ですとね、540 日ぐらいになりますので、過去に 9 月あるいは 12 月、補正しても間に合わなかったということで、最終的に、この 6 万 6,000 円も足して、41 万 2,000 円ということでございます。になるということでございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） その前のページの 3 ページの民生費受託費事業収入ということで、32 万 3,000 円の補正が計上されておりますけれど、この関係と、先ほど質問させていただいた食事代とは、一連のものだと思うんです。その関係者というのは、2 回、今回で、3 回にわたって当初予算に補正がされてきているんですけれど、人数が分かれば、それから、ここの入所できるというか、空きというか、そういう、必要になった時に、直ぐに受け入れられる状態にあるのかどうか、ちょっとそのへんの実態も伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これはですね、基本的に朝霧園は、重度ではないんですけども、一人住まいとかね、高齢者の方が、一人だったら不安だと。周囲も、そういうふうな形で、あるいは家族の方の要請ですね、申請をされて、審査委員会がございまして、医者とか施設長とか、行政の方々が判定されたら、良だということになればですね、入れます。それで、基本的には、空きがね、あるということが前提ですけども、だいたい通年で言いましたら、50人収容で45、6人入られてますので、まあまあね、いくらか待たれたら入れるというふうな格好になっているんですけども、この項目の受託事業収入においてはですね、一人当たり1日3,810円要るんですよ。3,810円は、佐用町が納めるんです。佐用町がね。措置費として。それで、個人は、その内1,760円だったと思うんですよ。1,710円かな。それを約半分ですね、佐用町に納めるんです。それを財源にして、だいたい倍ぐらいを町が朝霧園に払うと。入られたら、今度、個人は、食事代だけ朝霧園に760円ね。1日に。それ、払うんです。だから、関連あります。

それで、合計が32万3,000円足すことによって、増額することによって、最終的には、206万円になります。206万円になりますので、これを540日、ちょっと人数は、変動ありますので、日数でお願いしたいんですけど、540日分どなたかが入られておったということです。そういう意味です。お分かりいただいたでしょうか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、朝霧園さんの場合は、介護認定されない、そのいわゆる、健康なお年寄りで、そういう生活上一人だと不安だという方を対象にしているということは、分かっています。で、そういう点で、そういう方は、自主的にというか、審査をするまでの段階ですけど、どんな形で、短期宿泊事業にこう乗せていくのかということも合わせて報告していただけたらとは思いますが。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） だいたいよくあるケースは、子どもさん達がね、佐用町外におられて一人でお住まいのお父さん、お母さんがいらっしゃって、どうも心配やと、高齢でね。今、議員がおっしゃったように、その要支援1、2まで行かないんですけども、どうもその、認知症的なね、いわゆる、その介護保険でいったら、特定高齢者と言ったらいいんでしょうかね、そういった部類に、今まさに入ろうとしたような方、やはり、その遠方に離れてますから、民生委員さんとか地域の方通じてですね、どういった施設あるのという中からね、初めて朝霧園が出てきて、じゃあ、お願いしますというようなことで、役場の方へ来られる。それをですね、やはり申請の段階では、真摯にこちらも受け止めさせていただいて、判定委員会にかけるというふうな事が、だいたい通常のスタンスでございませう。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） あっ、石堂君。

1 番（石堂 基君） すいません。関連してなんですけれども、実態的なお話としてお伺いしたいんですが、その朝霧園のショートステイ、短期宿泊の利用実態として、あれ、期間が当然定められていました。利用日数が。更に、踏み込んで言えば、繰り返しのショートステイの利用実態ですね。これは、ずっと過去からもあると思うんですね。どうしても養護が一時的に不足するというのが、月を越えて2カ月、3カ月というふうが続く場合もありますので、そういう場合、一時家の方に帰って、1日、2日して、またショートステイを利用するという、そういう事例は、当然あってしかるべきだと思うんですけれども、事例、事例というか、実態として、やっぱり、そういう利用形態も、この件数の中に相当数含まれていますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 今議員おっしゃったのは、基本的にはね、短期宿泊ですから、それでいけばね、やはり1週間とか2週間とかね、それが普通だと思うんですけれども、一番いい例が、21年次、災害があったと思うんです。その時にはもう、1,800日ぐらい。まあ、何人かですけれども、当然まあ、21から22にですね、またがって入られておりました。

それでまあ、実態としては、やはり、その何日間経ったって、家の事情がね、お一人だと基本的になれば、当然まあ、繰り返しという部分もあるうかと思えますけれども、最終的には、正式に入所をされたら一番いいんですけれども、まあ、何らかのご家庭の関係で、一時的にいらっしやらないとかありますから、それはそれで、議員おっしゃったようなケースも、まあ、あるうかと思えます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。他に。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。
これより議案第22号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。
議案第22号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第22号、平成22年度佐用町朝

霧園特別会計補正予算案（第4号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第23号 平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第4号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第6、議案第23号、平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第4号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 4ページ、まあ、滞納分繰越あるんですけど、ちょっと尋ねたいことは、例えば、条例ちょっと昨日も見よったら、何カ月かの、いわゆる、払わなかった人に対しては、ちょっと、取水弁止めるとかというようなこと載ってますけれど、そういう人が事実あったんかどうか。それは、どうなんでしょう。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） はい、お答えします。

現在、3カ月以上の滞納があった場合は、給水停止という措置を取っております。それで、事前に通告をしまして、日時を決めて、職員の方が、給水停止を行っております。

それで、ほとんどの場合は、分納誓約という形で、滞納額を可能な限り分納、毎月分納しますという誓約をいただいて、それで、了解していただいて払っていただくようにしておるんですけど、まあ、分納誓約しても、やっぱり滞る方もありますので、その方については、直ちにまた、同じような給水停止という形を取って、支払っていただくように、行っております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） そしたら、22年度については、件数的に、そういう、滞ったいうんか、そういう方について、止めた件数というのは、あったんですか。事実。

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） 件数的には、ちょっと今のこの時点では分かりませんが、順次、毎月のようにやっておりますので、件数は、相当数あります。

議長（矢内作夫君） 止めた件数はあるんですか。

上下水道課長（野村久雄君） あります。

3番（岡本義次君） 後で分かったら教えてください。

上下水道課長（野村久雄君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ほかにないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。
これより議案第23号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第23号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第23号、平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第4号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第24号 平成22年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第2号)の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第7、議案第24号、平成22年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 2ページの繰越明許の補正について伺います。
まあ、これ、繰越しされる理由と、その内容をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） お答えします。
これにつきましては、佐用町の特定環境保全下水道にかかる事業計画の策定を下水道事

業団の方へ委託しております。それにつきまして、同時に農業集落排水事業で、低コスト事業を行っております。その結果を反映した計画、町全体の計画をつくりたいという、策定したいということで、その結果の報告をもって、立案したいということで、今回、繰越しさせていただいております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） そしたら、その、22年度中に、その計画自体が間に合わなかった。時期が遅かったということなんでしょうかね。まだ、できてないからということなんでしょうけれども、22年度の中で、その計画、立てれなかったというのは、どういうことなんでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） はい、結果的には、そういうことになります。

その農集の関係の資料、農集の関係のデータをいただいて、町内全体の計画をし直しするということで、ちょっと予定より遅れております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

5番（金谷英志君） はい。

議長（矢内作夫君） 他にありますか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第24号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第24号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第24号、平成22年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第25号 平成22年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第4号）の

提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 8、議案第 25 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 25 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 25 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 25 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 26 号 平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 9、議案第 26 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 5 ページの歳出、社会教育費の中の 13、委託料で、支障樹木伐採業務委託料ということですが、これは、どこに委託されるのか。新しい項目なのでお尋ねします。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） これも基本的には、シルバー人材センターとお話をして作業を

やっていたかということになっております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） すいません。それじゃあ、13 のシルバー人材センターの業務委託などとなっているので、まあ上の項目と今回のまあ、樹木のは、別物ということなんですね。すいません。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） 上に記載させていただいておりますのは、例年の下草刈りを中心とした経費でありまして、今回、この樹木については、特別な作業ですので。はい。別に書かせていただいております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 26 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 26 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 26 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 10 . 議案第 27 号 平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 10、議案第 27 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 27 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 27 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 27 号、平成 22 年度佐用町笹

ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 28 号 平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 11、議案第 28 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 28 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 28 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 28 号、平成 22 年度佐用町歯

科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 29 号 平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 12、議案第 29 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 宅地造成で、今、造成をしているんですが、その件についてお尋ねしたいと思います。

現在、造成中で、工事が行われているわけなんですけれども、この工事についてですね、近隣の方と契約とか、いろいろされていると思うんですが、隣接地の方から、その分譲している、その話が決まってからですけども、その土地を少し分けて欲しいというような話が、町の方にあったと思うんですけども、私も聞いたんですが、その後、どうなった、どのような状況になっているのか、お尋ねします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 議員、お話でございましたように、隣接地の方から、一部自分の土地がですね、狭いために通行に支障を来たしておるといふうなことで、土地をですね、一部分けてくれないかというふうなことで、ご相談をいただいております。関係の方とも現場で立会もいたしまして、どの部分まで、どれぐらいの面積がご入用なのか、そういったことについても、実は、協議をさせていただいておりますけれども、現在、工事中でございます、まだ、表土をはいだ現状でございます。ある程度、形ができた段階で、再度現場を見ていただいて協議をしたいというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 隣接地の問題もありますし、ちょっと離れた所の人なども、結局、自分の土地との関連で、いろいろ話をして欲しい。内容、聞かせて欲しいというような声も聞いており、町の方にも、それを言ったわけなんですけれども、今後、やっぱり近隣の人達との、やっぱり関係ということでは、大事なことのね、やはり、よく話し合いもしたり、また、意見も聞いたりして、進めていただきたいと思うんですけども、それと、工事も大変大きいんですけども、光土木が 1,570 万の落札ということで、大きな工事をしております。やはり、これからずっと、そこで住んでもらう人のためにも、いろいろ配慮をしなければいけないことも出て来ると思うので、やはり、そういった関係者との関係で、問題ですね、そういったことは、本当に大事だと思いますので、是非、今後もよく話し合いながら進めていきたいと思うんですが、どうでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 当然、工事の関係に当たりましてはですね、自治会長さん、あるいは水利の関係の方もございますので、そういった方々、あるいは土地に隣接する関係の皆さん方にもですね、ご出席をいただいて、工事の現場での説明、立会を求めてきたところでございます。そういったことで、関係の皆さんとはですね、には、ご承知をいただいておりますというふうに理解をしております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。
はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 提案説明の段階で、説明があったのであれば申し訳ないんですが、再度お願いします。

3ページ、4ページにまたがりまして、前年度の繰越金が、この時期に予算計上され、その充当先として、予備費に持って行っている、この経過なり内容ですね、この説明をお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 一応ですね、今回のまあ、事業にかかります歳入につきましては、基金からの繰入れなり、あるいは宅地造成事業債、起債をもってまあ、工事を実施をしていくということでございます。

で、前年度からの繰越金、21年度におきまして、発生をいたしました繰越金を、今年度に充当を、歳入で受けるわけでございますが、工事費におきまして、先ほど来、申し上げておりますように、起債等でまかないますので、その分につきまして、予備費に、この際、この度挙げさせていただくということにいたしております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。
はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 今度、今、河川拡幅に伴って、相当数の家屋が移転、余儀なくされておりますけれど、佐用高校の校長官舎等で、宅地造成の分もありますけれど、その移転される方の要望として、どこか行く所をなんとかしてくれというような要望件数は、町の

方へは、何ほか上がってきておるんですか。そこらへんについて。まあ、県の領分かも分からんけど。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 今回、町の方ですね、この宅地造成をやっていただいておりますわけなんですけれども、基本的には、まああの、この河川改修で、移転を余儀なくされた方が、まああの、対象ということにしておりまして、今現在ね、3名の方が、何とかお願いしたいというような話で、今、進めております。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第29号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第29号、平成22年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第13．議案第30号 平成22年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第2号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第13、議案第30号、平成22年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 30 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 30 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 30 号、平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 14．議案第 31 号 平成 22 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 14、議案第 31 号、平成 22 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 31 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 31 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 31 号、平成 22 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 15．議案第 49 号 道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定について
日程第 16．議案第 50 号 みどりの健康舎 ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定について
日程第 17．議案第 51 号 久崎老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第 18．議案第 52 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について
日程第 19．議案第 53 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定について
日程第 20．議案第 54 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について
日程第 21．議案第 55 号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について
日程第 22．議案第 56 号 上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定について
日程第 23．議案第 57 号 南光ひまわり館の指定管理者の指定について
日程第 24．議案第 58 号 味わいの里三日月の指定管理者の指定について

日程第 25 . 議案第 59 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について
日程第 26 . 議案第 60 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第 27 . 議案第 61 号 佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定について
日程第 28 . 議案第 62 号 佐用町昆虫館の指定管理者の指定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 15 に入りますが、ここでお諮りをいたします。
以降の議案は、本日追加提出の案件でございます。議案書は予定案件として前もって配付いたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
続いて、お諮りします。日程第 15 ないし日程第 28 については一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。
では、議案第 49 号、道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定について。
議案第 50 号、みどりの健康舎ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定について。
議案第 51 号、久崎老人福祉センターの指定管理者の指定について。
議案第 52 号、佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について。
議案第 53 号、田和棚田交流施設の指定管理者の指定について。
議案第 54 号、西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について。
議案第 55 号、佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について。
議案第 56 号、上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定について。
議案第 57 号、南光ひまわり館の指定管理者の指定について。
議案第 58 号、味わいの里三日月の指定管理者の指定について。
議案第 59 号、佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について。
議案第 60 号、南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について。
議案第 61 号、佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定について。
議案第 62 号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 49 号から議案第 62 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案の説明を申し上げます。
まず、議案第 49 号、道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明をいたします。
本施設の指定管理の期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって終了するため、管理を引き続き指定管理者に行わせようとするものでございます。
指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第

5 条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者として、佐用郡佐用町平福 988 番地 1、株式会社道の駅平福代表取締役、岸本紀夫氏に引き続き指定管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 力年であります。

続きまして、議案第 50 号、みどりの健康舎ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定につきまして、説明をいたします。

本施設の指定管理の期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって終了するため、管理を引き続き指定管理者に行わせようとするものでございます。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者として、佐用郡佐用町上石井 764 番地 1、有限会社ゆう・あい・いしい代表取締役、森田 正氏に引き続き指定管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 力年であります。

次に、議案第 51 号、久崎老人福祉センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本施設の指定管理の期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって終了するため、管理を引き続き指定管理者に行わせようとするものでございます。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者として、佐用町東徳久 1946 番地、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会会長、瀨田義弘氏に、引き続き施設管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 力年でございます。

次に、議案第 52 号、佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本施設の指定管理の期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって終了するため、管理を引き続き指定管理者に行わせようとするものでございます。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者として、佐用町大木谷 1162 番地、乙大木谷自治会会長、岡本憲一氏に引き続き施設管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 力年であります。

次に、議案第 53 号、田和棚田交流施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本施設の指定管理の期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって終了するため、管理を引き続き指定管理者に行わせようとするものでございます。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者として、佐用町福中 635 番地、田和自治会会長、原田延太郎氏に引き続き施設管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 力年であります。

次に、議案第 54 号、西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本施設の指定管理の期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって終了するため、管理を引き続き

指定管理者に行わせようとするものであります。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第5条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者として、佐用町西新宿556番地、西新宿自治会会長、梶原義正氏に、引き続き施設管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第55号、佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本施設の指定管理の期間が平成23年3月31日をもって終了するため、管理を引き続き指定管理者に行わせようとするものであります。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第5条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者として、姫路市三左衛門掘西の町216番地、兵庫西農業協同組合代表理事組合長、中林 亨氏に引き続き施設管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5カ年であります。

次に、議案第56号、上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本施設の指定管理の期間が平成23年3月31日をもって終了するため、管理を引き続き指定管理者に行わせようとするものであります。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第5条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者として、佐用町福吉674番地の1、有限会社ふれあいの里上月代表取締役、野村眞義氏に引き続き施設管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第57号、南光ひまわり館の指定管理者の指定につきまして、提案の説明をいたします。

本施設の指定管理の期間が平成23年3月31日をもって終了するため、管理を引き続き指定管理者に行わせようとするものであります。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第5条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者として、佐用町船越232番地の1、南光ひまわり館加工グループ代表、西本恵美子氏に引き続き施設管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第58号、味わいの里三日月の指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本施設の指定管理の期間が平成23年3月31日をもって終了するため、管理を引き続き指定管理者に行わせようとするものであります。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第5条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者として、佐用町乃井野1266番地、農事組合法人三日月特産加工組合組合長理事、春江博明氏に、引き続き施設管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第 59 号、佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本施設の指定管理の期間が、平成 23 年 3 月 31 日をもって終了するため、管理を引き続き指定管理者に行わせようとするものでございます。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者として、佐用郡佐用町平福 138 番地 8、平福地域づくり協議会整備推進協議部会部会長、五名 勇氏に引き続き施設管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

次に、議案第 60 号、ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本施設の指定管理の期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって終了するため、引き続き指定管理者に行わせようとするものでございます。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者として、佐用町佐用 3043 番地 1、佐用町商工会会長、谷本 学氏に、引き続き施設管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

次に、議案第 61 号、長谷地域交流センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本施設の指定管理の期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって終了するため、管理を引き続き指定管理者に行わせようとするものであります。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者として、佐用町口長谷 580 番地、長谷地域づくり協議会会長、瀬戸邦勝氏に引き続き施設管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

最後に、議案第 62 号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本施設の指定管理の期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって終了するため、管理を引き続き指定管理者に行わせようとするものでございます。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者として、神戸市灘区六甲台町 1 番 1 号、N P O 法人こどもとむしの会理事長、内藤親彦氏に引き続き指定管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上、議案第 49 号から議案第 62 号まで、各施設の指定管理者の選定について一括して提案説明をさせていただきました。ご承認をいただきますように、お願いを申し上げますと説明を終わらせていただきます。

議長（矢内作夫君） 議案第 49 号ないし議案第 62 号についての、提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、議案第 49 号ないし議案第 62 号につきましては、3 月 25

日最終日の本会議で、質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで審議を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと、

〔高木君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、高木君。

9番（高木照雄君） 最終、25にするんですけれども、今日、今朝、井上議員から、ゆう・あい・いしいの、この議案50号についてね、ゆう・あい・いしいの森田氏が病気のために、この代表取締役を辞められて、次の方が、なっとうというふうに思っておるんですけれども、それだけを聞いておいてくださいということが、今朝、電話でありましたので、それだけ調べてください。

議長（矢内作夫君） 総務課長、ほなまあ、そういうことで。

〔総務課長「それは、向こうです」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ああ、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まだ、総会がですね、終わってございませんで、現段階におきまして、森田氏ということで、確かに、体調、今、申されましたように、具合が悪いということで、次期の社長さんと言いますか、そういった代表の方をですね、選定をされるというふうには、聞いておりますけれども、現状におきましてはですね、このとおりでございます。4月に、総会があるように聞いております。

9番（高木照雄君） はい、すいません。

議長（矢内作夫君） それでは、そのように決したいというふうに思います。

議長（矢内作夫君） ここでお諮りをしたいんですが、12時が来ようとしておるんですが、本日の議事日程の審議が終わるまで、昼の時間を延長したいというふうに思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。
それでは、審議を続行します。
健康福祉課長から発言を求められておりますので、どうぞ。はい。

健康福祉課長（野村正明君） すいません。貴重な時間。

先ほどですね、朝霧園の特別会計の審議の中で、平岡議員の方からお尋ねありましたページ3ページのですね、ショートステイの事務的な手続きについてというお問い合わせあったと思います。私、それをですね、正式な入所の手続きというふうな、結果的な説明をしております。判定委員会とかね、そういったお話したと思うんですけども、それは、正式な入所でございます、私、間違っております。あくまでも一時的な、臨時的な制度でございますので、石堂議員がおっしゃったように、例えば、冠婚葬祭とか、災害関連とか、そういった分については、緊急避難的な部分でございますので、施設の方で、それなりの判断をしたらですね、随時という部分でございます。

ちなみに、22年度については、21年度の災害関連で、4人ほどの方が、まだ残っておられまして、8月頃までにお帰りになりました。

で、後、年明けて2月からですね、お1人の方が、家庭の事情で入られてます。これらについては、身体的な特徴も把握する中で、正式にですね、入所につなげるというケースもございます。以上、申し訳ございませんでした。

議長(矢内作夫君) もう一方、上下水道課長からも発言がありますので、お願いします。

上下水道課長(野村久雄君) 岡本義次議員から質問がございました。簡易水道の特別会計の分で、給水停止の件数ですけれども、今年度17件実施しております。よろしく申し上げます。

日程第29. 議案第63号 財産の処分について

議長(矢内作夫君) はい。それでは、続いて日程第29、議案第63号、財産の処分についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長(庵逄典章君) ただ今、上程をいただきました議案63号、町有財産の処分についての提案理由のご説明を申し上げます。

今回の財産の処分につきましては、平成21年度に発生した台風第9号災害により、佐用川ほか5河川で兵庫県が実施する緊急河道対策事業により、佐用町が所有する笹ヶ丘公園内のグラウンド周辺が起業用地として必要となったために、事業主体であります兵庫県により買収依頼があったものでございます。

今回、処分を行おうとする土地の表示、相手方及び価格につきましては、所在地は、佐用町久崎字竈803番36外5筆。地目は、雑種地。売払面積は1万6,819.03平米。処分の相手方は、兵庫県赤穂郡上郡町光都2の25、兵庫県西播磨県民局長、小島 寛氏。売却額は、総額8,373万898円で処分しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

すいません。小島ゆたか、というそうで、えらい申し訳ありません。県民局長の名前、間違えました。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましては、本日即決といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 処分の目的等は、何ら問題ないというふうに思うんですけれども、ちょっと確認しておきたいんですが、あの土地は、旧久崎中学校の運動場ということでね、先人達が、あせでね、あそこを造成した。それこそ、多くの人の努力でね、久崎中学校の運動場を開いたという、そういうやっぱり思い入れのある場所なんですね。そういったことからして、処分する場合は、納得のいくものが必要だというふうに思いますので、確認させていただきます。

まず、この処分価格であれば、平米当たりの単価が、約 5,000 円であります。この平米 5,000 円の算出根拠ですね、このあたりの説明を、まず願います。

議長（矢内作夫君） 建設課長いく。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 失礼します。この土地につきましては、先ほど議員が申されたように、旧久崎中学校の跡地ということでございます。

それですね、この部分につきましては、堤内部分、堤外部分とございまして、堤内部分につきましては、6,800 円という価格がついております。これも堤外につきましては、1 号地、2 号地、3 号地というような形で、区分されるようでございます。これにつきましては、1 号地につきましてはですね、流水、まあ、水が流れておる所ということでございました。それから、2 号地につきましては、堤防部分。それから、3 号地ということで、これは、いわゆる堤外民地というようなものでございます。そういう関係でですね、1 号地につきましては、680 円。それから、2 号地につきましては、1,700 円。それから、3 号地については、1,630 円というような形で、そのトータル金額として、8,373 万 898 円というような形になってございました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） それでね、結局、この価格は、何を持って妥当かという説明をして願いたいんですね。

と言うのは、地目は、雑種地ということですね。まあ、実際は、運動場、リバーサイドが来てからは、野球場としてね、あそこをリバーサイドが借りていたわけなんですけれども、雑種地の単価がいくらというのは、相場はあるようでないもんでありますけれども、今、言われたように、堤内、堤防から内側でね、6,800 円というふうに説明があったんだけど、

それは、何を理由に、町としては、妥当だと考えられているか、このあたりの説明を願います。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） この部分につきましてはですね、県の方がですね、買収に当たって、事前に鑑定をされた土地ということでございますので、その単価を受け止めております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） こういう場合は、県の鑑定、そのまま信用してということで、町長、問題ないんですか。確認だけとっておきます。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これ今、この町有地だけじゃなくってですね、民有地、たくさんが、今、お願いをして、買収をさせていただいているということです。それ、全て、県の鑑定をされて、これ十分に、まあ、そういう、いろいろな観点から検討されて、その提示をされているということでもありますので、これは、妥当なものとして、受け止めなければならないというふうに思っております。はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 県に売り払うんですけれども、その河川改修で、堤防とか、いろいろ県の方が使われるんでしょうけれども、その残りというかね、その使われ方ですけれども、当初、当初言うことないけれども、前の話ではね、ゲートボール、そのグラウンドゴルフ場とかいうこともありました。県の方に要請していうようになると思うんですけれども、笹ヶ丘荘では、先ほど、当初予算、23年度の中でも、サッカー場の利用なんかはあるという、子ども達のね、いうこともありましたから、その笹ヶ丘と、近隣の、その利用とか、それから、久崎地区の方の利用とか、町民全体の利用ということからも、その河川改修だけじゃなくて、使えるんでしたらね、そういうふうな利用の仕方は、県の方に要請できるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この部分は、結局、河川になるわけです。もうね。これまでも、その、このグラウンド部分は、洪水の時には、かなり直ぐに、水が浸かるような低地だったんですけれどもね、実際、今度は、もっと、これを掘り下げて、まあ、親水公園的な広い河川に、部分になりますから、それはもう、そういう、そのグラウンド、通常の、いろんな行事をしたり、グラウンドに使うような広場ではありません。今回、売却する部分はね。これは堤防敷も含めてですけれども。

後、その、これは、全て100パーセント、そこに、そういう起業用地になるわけではなくって、残していただいて、道路から、近い所はこう、駐車場としてですね、できるだけ活用ができるような形で、残して欲しいということで、まあ、その土地の、その利用については、県とも協議して、一応、有効に使えるような形で、残していただいております。はい。

5番（金谷英志君） はい、分かりました。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 金谷議員の質問に関連というんか、同じような内容なんですけど、当該地域は、たぶん昭和の終わりの時代だったと思うんですけれども、建設省のラブリバーという、親水地域ですね、にたぶん指定をされておったままだと思うんです。で、まあ、近隣周辺はもとより、笹ヶ丘荘なり笹ヶ丘公園との一体的な地形ということで、当然この当該用地が、その遊水地なり流水地としての利用目的を持っているというのは、分かるんですけれども、まあ、以前には、親水ラブリバー公園ということで、遊歩道が、若干、グラウンドの外周にあたり、それから、流水地の中に飛び石が置いてあたりして、まあ要は、小さい子どもが、水に親しむ場ということでの指定なり整備が進められていました。

まあ、度重なる浸水でね、形がなくなっている部分もあったんですけれども、できましたら今回、その、町が土地を提供して、提供というのか、出して、その地域の整備ということで、協議の場が持たれるのであれば、是非その、また、ラブリバー的な、そういうふうな目的も含めたものが反映されるように、是非、提案の方を進めていただきたいなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 県の計画におきましてもですね、一応、水を流す河道断面としては、ここまでの必要性はないということなんです。

ただ、前にもちょっとお話をさせていただいたと思うんですけれども、千種川委員会、この千種川の河川の改修に伴って、いろいろと環境的な面からも、今、配慮をするということで、で、この部分はですね、いわゆる今、公園、笹ヶ丘公園という、上に公園もありますし、親水公園的な形にも、使えるようにということで、非常にまあ、幅広く取ってですね、そこにまあ、多様な水生生物なんかが生息できるような環境をつくらうという考え方

を含めて、今回買収していただいて、これだけの、この部分は、非常に幅広いですね、河川がなるといふことであります。

今、石堂議員が言われた過去からの、そういう歴史もあって、そういう、その使い方としては、今後ですね、まあ、町としても、笹ヶ丘公園の利用の中でね、出来上がってくれば、これを、その親水公園的な、子ども達でも、まあ、水に親しめるような形で使えるような形でね、再度、町が、改めて整備しなきゃいけない部分があれば、また考えていったらいいと思うんですけれども、基本的には、そういう使い方ができるような形で、今度、河川改修をされるということでもあります。この部分はね。はい。

議長（矢内作夫君） 他に。

はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、議案第 63 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 63 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 63 号、財産の処分については、原案のとおり可決されました。

議長（矢内作夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

ここでお諮りをいたします。

議事の都合によりまして、明 11 日から 14 日まで、本会議を休会したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る 3 月 15 日午前 10 時より再開し、一般質問を行いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後 0 0 時 1 1 分 散会